韮崎市告示第９４号

韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、障がいの有無や年齢等に関わらず、地域住民、本市を訪れる観光客等の誰もが気軽に移動できる公共交通機関の利用環境を整備するため、韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、韮崎市補助金等交付規則（昭和６３年１２月韮崎市規則第２０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　タクシー事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ハの一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業を除く。）を経営する者であって、韮崎市内に営業所を構えるものをいう。

⑵　タクシー貸与事業者　タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。

⑶　ユニバーサルデザインタクシー　標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成２４年３月２８日付け国自旅第１９２号）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ＵＤタクシー車両の導入に係る事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　韮崎市内を使用の本拠とするものであること。

⑵　運送事業を行う上で使用するものであること。

⑶　国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、市が補助金の交付を決定した日の属する年度の末日までに新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）であること。

（補助対象事業者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、補助事業を行う次に掲げる者であって、市税等を滞納していないものとする。

　⑴　タクシー事業者

　⑵　タクシー貸与事業者

２　前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員（同法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）となっている者は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の対象となる経費は、補助事業のうちＵＤタクシーの車両本体の購入費とする。

２　補助金の額は、車両１台当たり１０万円とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

⑴　車両本体の購入に係る見積書の写し

⑵　車両の仕様が分かる書類

⑶　ＵＤタクシー認定書の写し

⑷　一般旅客自動車運送事業者の許可書の写し

⑸　タクシー貸与事業者の場合、タクシー事業者との貸与に係る契約書の写し又は契約の内容が分かる書類

⑹　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付・不交付決定通知書（第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更等の申請）

第８条　前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金変更・中止承認申請書（第３号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金変更（中止）承認・不承認通知書（第４号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合は、韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金状況報告書（第５号様式）により速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告及び請求）

第１０条　補助事業者は、韮崎市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金実績報告書兼請求書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して１月以内又は補助金の交付決定を受けた日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

⑴　車両の購入に係る領収書等支出を証明する書類の写し

⑵　自動車検査証の写し

⑶　車両の全体及び自動車登録番号標を確認できる前後の写真

⑷　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告及び請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

　（財産処分の制限）

第１２条　補助事業者は、補助事業により取得した財産（次項において「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供してはならない。

３　補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第７号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

⑴　偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金の交付の決定の内容、その他法令又はこの告示に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（補則）

第１４条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

　（失効後の経過措置）

３　この告示の失効の時において現に第７条に規定する交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。